平成２３年（フ）第５６１号
埼玉県所沢市大字山口1138番地の１　メゾンリバージュ３―106
債務者　尾梶　愛美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９７号
埼玉県富士見市羽沢３丁目９番43号
債務者　冨塚誠一郎
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３５号
埼玉県日高市大字高萩2229番地35
債務者　北堀　富江
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６６６号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目319番地の８　サトミハウス101
債務者　松鵜　　勇
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６１号
千葉県東金市堀上285番地６
債務者　金坂かつ江
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３号
千葉県東金市宿710番地10
債務者　遠藤　鷹久
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６８号
千葉県匝瑳市春海1226番地　ハイブリッチⅧ２号棟
債務者　粟飯原博樹
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７０号
千葉県東金市田間987番地２　グリーンパークⅠ―206
債務者　岩本　美奈（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５号
新潟県佐渡市高瀬1235番地８
債務者　渡邉　恭一
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第２８３号
静岡県沼津市大岡2414番地の１　静コーポ309
債務者　増田　佳子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
静岡県三島市壱町田41番地の７　県営壱町田やまがみ団地５―201、前住所兵庫県神戸市中央区元町通５丁目６番４―903号
債務者　眞田　美里
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
静岡県沼津市大塚415番地の２　エルディムすずきⅡ102、前住所静岡県沼津市原1487番地の１　市営原団地Ｄ15―104
債務者　小野　佳世
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
静岡県御殿場市萩原992番地の577
債務者　五味健太郎
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
愛知県安城市和泉町上之切125番地　いずみ製菓社宅303
債務者　岩瀬　昌美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
愛知県刈谷市東刈谷町１丁目23番地３　メゾン東刈谷Ⅰ―402号
債務者　津田　勝美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
大津市大江１丁目３番５―405号
債務者　宮本　高明
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1038番地、住民票上の住所鳥取県西伯郡伯耆町溝口419番地４
債務者　山田　修二
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部